

都市機能立地支援事業制度要綱

第1 目的

一 人口密度維持タイプ

拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化）の維持が困難となるおそれがある中、事業主体が実施する都市の生活を支える機能の整備への支援を行い、まちの拠点となるエリアへ医療等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的とする。

二 高齢社会対応タイプ

高齢社会における社会保障費の節減を進めるため、事業主体が実施する高齢者交流拠点誘導施設の整備への支援を行い、高齢者が自ら公共交通を活用し、歩いて通う施設を駅等に近接して適切に配置することにより、高齢者の健康増進・介護予防の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都市再生整備計画

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項に規定する都市再生整備計画（都市再生法第83条第2項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）

二 都市再生整備計画事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-10-（1）に規定する都市再生整備計画事業をいう。

三 立地適正化計画

都市再生法第81条第1項に規定する立地適正化計画（本要綱第四号に定める居住誘導区域及び第五号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）

四 居住誘導区域

都市再生法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域

五 都市機能誘導区域

都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域

六 誘導施設

都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する誘導施設

七 事業主体

都市機能立地支援事業を実施する民間事業者等（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）、特定非営利活動法人等を含む。）をいう。

八 中心拠点区域

中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

- イ 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）
- ロ 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内
- ハ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

九 連携生活拠点区域

連携生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

- イ 複数市町村が連携して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内
 - （※） 複数市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載）」に基づく立地適正化計画をいう
- ロ 中心拠点区域に接続する鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内
- ハ 中心拠点区域の中心から半径 30km の範囲内
- ニ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内
- ホ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

十 生活拠点区域

生活拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。ただし、生活拠点区域は、中心拠点区域を設定し、かつ、誘導施設の整備を行う場合に

限り、その設定ができるものとする。

イ 中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所・停車場から半径 100m の範囲内

ロ 中心拠点区域の中心から半径 5 km の範囲内

ハ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

十一 中心拠点誘導施設

中心拠点誘導施設とは、中心拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいい、地区面積が 300m² 以上であるものをいう。

1 医療施設	医療法第 4 条の 2 に定める特定機能病院、医療法第 4 条に定める地域医療支援病院、医療法第 1 条の 5 に定める病院（特定機能病及び地域医療支援病院を除く。）又は診療所、医療法第 1 条の 2 に定める調剤を実施する薬局
2 社会福祉施設	「社会福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「生活保護法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「地域における医療及び介護の促進に関する法律」、「介護保険法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子保健法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に定める認定こども園、学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校教育法第 124 条に定める専修学校、学校教育法第 134 条に定める各種学校、図書館法第 2 条に定める図書館、博物館法第 2 条第 1 項に定める博物館・同法第 29 条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）

十二 連携生活拠点誘導施設

連携生活拠点誘導施設とは、複数市町村が連携して作成した立地適正化計画に誘導施設として位置づけられた連携生活拠点区域内の以下の施設をいい、整備する施設の数にかかわらず、地区面積が合計 500m² 以下であるものをいう。

1 医療施設	十一の 1 に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
2 地域交流センター	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-（1）の表 10-(1) 第 12 項第 1 号に同じ

また、連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合、上記施設に加えて、下記施設も含む。ただし、医療施設は地区面積が 500 m² 以上、社会福祉施設・教育文化施設は地区面積が 300 m² 以上であるものをいう。

1 医療施設	特定機能病院及び地域医療支援病院
2 社会福祉施設	十一の 2 に同じ
3 教育文化施設	十一の 3 に同じ

十三 生活拠点誘導施設

生活拠点誘導施設とは、生活拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられ、かつ、公共交通利用者が安全・快適に利用することのできる施設（待合スペース、情報板、駐輪場等）を有するものをいい、整備する施設の数にかかわらず、地区面積が合計 500m² 以下であるものをいう。

1 医療施設	十一の 1 に同じ（ただし、特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
2 地域交流センター	交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-（1）の表 10-(1) 第 12 項第 1 号に同じ

十四 高齢者交流拠点区域

高齢者交流拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。

イ 高齢者（65 歳以上の高齢者）密度が 40 人/ha 以上であること（直近の国勢調査の結果に基づく高齢者密度を対象とし、今後、直近の国勢調査の結果において高齢者密度が 40 人/ha 以上となることを見込まれる区域を含む。）

- ロ バス・鉄軌道の停留所・停車場から半径 100m の範囲内
- ハ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となること
が確実である地域を含む。）

十五 高齢者交流拠点誘導施設

高齢者交流拠点誘導施設とは、高齢者交流拠点区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものをいい、同種の高齢者交流拠点誘導施設との距離が 700m 以上離れているものをいう。

高齢者交流 拠点誘導施 設	高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動を目的とした高齢者が交流する施設
---------------------	--------------------------------------

十六 公共用地率

公共用地率とは、対象区域面積に占める道路、公園、緑地又は広場の面積の割合をいう。

十七 公的不動産等活用支援

公的不動産等活用支援とは、市町村又は都道府県の所有する不動産（以下「公的不動産」という。）を活用して誘導施設を整備する等の事業で、市町村又は都道府県が行う以下の支援をいう。ただし、法令（本事業の実施に係るものは除く。）に基づく譲渡額減免、賃貸料の減免及び税の減免は除く。

- イ 事業主体に公的不動産を譲渡する際の価格を減免
- ロ 事業主体に公的不動産を賃貸する際の価格を減免
- ハ 誘導施設又は誘導施設の存する土地（事業主体が所有するものに限る。）に係る固定資産税若しくは都市計画税を減免

第 3 対象事業要件

都市機能立地支援事業は、次の各号全てに適合しなければならない。ただし、人口密度維持タイプにおいては三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区において実施される事業を除く。

一 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内における誘導施設を整備する事業であること

なお、当該立地適正化計画においては、以下の内容を記載するものとし、国の確認を受けるものとする。

- イ 都市再生法第 81 条第 2 項第 1 号に規定する方針

- ロ 都市再生法第 81 条第 2 項第 2 号に規定する区域及び事項
 - ハ 都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する区域及び事項
 - ニ 都市全体の公的不動産の活用方針
- 二 都市再生整備計画において都市機能立地支援関連事業として位置付けがあること
- なお、当該都市再生整備計画においては、以下の内容を記載するものとし、国の確認を受けるものとする。
- イ 都市再生整備計画の区域
 - ロ 都市再生整備計画の目標
 - ハ 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - ニ 計画期間
 - ホ 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
 - ヘ 都市再生整備計画の区域の面積
 - ト 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - チ 都市機能立地支援関連事業（当該都市再生整備計画の区域内で実施している都市機能立地支援事業をいう。）
 - リ 一般関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等（チ 都市機能立地支援関連事業を除く。）をいう。）
 - ヌ 交付期間
 - ル 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - ヲ 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - ワ その他必要な事項
- 三 市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であること。ただし、都道府県が当該支援を行う場合にあっては、市町村が財政上のその他の支援を講じる事業であること。
- 四 誘導施設として医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。

第 4 事業主体に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、都市機能立地支援事業に要する費用の一部を、事業主体に対して補助することができる。

第 5 監督・責務等

国土交通大臣は、都市機能立地支援事業が実施される場合には、都道府県

又は事業主体に対し、都道府県知事は事業主体（機構を除く。）に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第6 運用

都市機能立地支援事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める都市機能立地支援事業費補助交付要綱及び関係局長の定めるところによる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 経過措置

本要綱の施行（平成26年8月1日）の日から平成28年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が都市機能立地支援事業を実施する場合は、平成28年度中に都市機能誘導区域に係る公的不動産の活用方針及び都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること、平成30年度中に都市全体の公的不動産の活用方針及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域見込み地での実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成27年4月9日から施行する。

2 経過措置

- 一 本改正要綱の施行（平成27年4月9日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 二 本改正要綱の施行（平成27年4月9日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置

本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域に係る公的不動産の活用方針及び都市機能誘導区域を定めており、かつ、都市全体の公的不動産の活用方針又は居住誘導区域を定めていない市町村で都市機能立地支援事業を実施する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に都市全体の公的不動産の活用方針及び居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能立地支援事業の実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置

- 一 本改正要綱の施行（平成 29 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 二 本改正要綱の施行（平成 29 年 4 月 1 日）の際、改正前の要綱に基づいた事業（ただし、商業施設、及び医療計画又は子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られていない医療施設又は社会福祉施設の整備事業を除く。）の実施に係る対外的な説明会等を既の実施していることを明示できる市町村においては、都市再生整備計画が未提出の場合であっても、平成 29 年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。